

第二十二回国会  
衆議院

# 建設委員會議録第三十七号

昭和三十年七月二十八日(木曜日)

午後五時五十七分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事 萩野 豊平君 理事 高木 松吉君

理事 山口 好一君 理事 逢澤 寛君

理事 瀬戸山三男君 理事 西村 力弥君

大高 康君 薩摩 雄次君

廣瀬 正雄君 松澤 雄藏君

仲川房次郎君 二階堂 進君

有馬 輝武君 小松 幹君

三鍋 義三君 山田 長司君

中島 巖君 前田榮之助君

三宅 正一君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官(主計局長) 原 純夫君

建設政務次官 今井 耕君

建設事務官(大官房長) 石破 二郎君

建設技官(道路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

内閣委員長 宮澤 胤勇君

議員 小澤佐重喜君

議員 木村 俊夫君

議員 竹谷源太郎君

議員 榎 兼次郎君

建設技官(道路局長) 佐藤 寛政君

道路企画課長 西畑 正倫君

七月二十六日

委員荒船清十郎君、小松幹君及び日野吉夫君辭任につき、その補欠とし

て久野忠治君、榎兼次郎君及び今村等君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員安平鹿一君辭任につき、その補欠として渡邊惣藏君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員榎兼次郎君及び渡邊惣藏君辭任につき、その補欠として小松幹君及び安平鹿一君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事今村等君委員辭任につき、その補欠として同君が理事に當選した。

同日

七月二十五日

榎山陸道排水路補強改修工事施行に関する請願(大島秀一君紹介)(第四四九号)

新潟海岸欠陥防止に関する請願(白井莊一君紹介)(第四五一〇号)

建設業界の諸問題解決促進に関する請願(逢澤寛君紹介)(第四五一二号)

清津川総合開発促進に関する請願(田中彰治君紹介)(第四五二二号)

佐久間ダム開発に伴う沿岸道路建設に関する請願(中島巖君紹介)(第四五七〇号)

串木野市通過国道の一部舗装工事継続に関する請願(床次徳二君紹介)(第四五七一号)

同日

ダム建設に伴う水面使用権及び漁業権附与等に関する請願(原茂君紹介)

(第四六一〇号)

金剛川改修工事促進に関する請願(和岡博雄君紹介)(第四六一八号)

札内川外二箇河川上流に砂防工事施行に関する請願(本名武君紹介)(第四六一九号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

北上川兩岸地帯の水害対策確立に関する陳情書(一関市長菅原佐平外一名)(第四三四号)

葛根田川改修促進に関する陳情書(岩手県岩手郡平石町長職務執行者上野君平)(第四三五号)

秋田県の水害復旧促進に関する陳情書(秋田県議會議長谷藤征得)(第四三六号)

国土開発中央道路建設促進に関する陳情書(静岡県商工会議所連合会長増井慶太郎外十五名)(第四三七号)

国及び県の工事のための用地買収価格の適正化に関する陳情書(出水市議會議長渡谷透)(第四三八号)

国道高知徳島線建設促進等に関する陳情書(徳島県議會議長岡本正一郎)(第四六六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

小委員及び小委員長の補欠選任

国土開発縦貫自動車道建設法案(阿左美廣治君外四百二十九名提出、衆法第二六号)

○内海委員長 これより會議を開きます。

国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたします。

本案につきましては、これにて質疑を終了いたします。

ただいまより本案を討論に付するのであります。本案は予算を伴う法案でありますので、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に意見があれば、この際発言を許します。藤枝政務次官。

○藤枝政務次官 本法案の目的とする国土開発縦貫自動車道の総事業費は、約七千七百億に達するといわれておるのではありませんが、このような巨額な資金を要する道路の建設を、十分な調査検討を経ないで直ちに実施するということとは、どのようなものであらうかということをまず考えるのでございませう。また現在の財政事情からみましても、現在の道路の整備を目的といたします五カ年計画を遂行するだけでも、約二千六百億を要する、さらにこれの継続もあるというようなことでございませう。御承知のように、本年度の予算におきまして減税の平年度化におきまして、約六百億程度の減税が来年度からなされなければならぬのでありまして、本年度程度の歳入を確保するのがせいぜいである。一方義務的支出の増加その他はこれに反しまして、相当な増加をいたすというような財政状態でございまして、このようなことにけっこうな御計画であります。

○内海委員長 これより會議を開きます。

国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたします。

本案につきましては、これにて質疑を終了いたします。

ただいまより本案を討論に付するのであります。本案は予算を伴う法案でありますので、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に意見があれば、この際発言を許します。藤枝政務次官。

○藤枝政務次官 本法案の目的とする国土開発縦貫自動車道の総事業費は、約七千七百億に達するといわれておるのではありませんが、このような巨額な資金を要する道路の建設を、十分な調査検討を経ないで直ちに実施するということとは、どのようなものであらうかということをまず考えるのでございませう。また現在の財政事情からみましても、現在の道路の整備を目的といたします五カ年計画を遂行するだけでも、約二千六百億を要する、さらにこれの継続もあるというようなことでございませう。御承知のように、本年度の予算におきまして減税の平年度化におきまして、約六百億程度の減税が来年度からなされなければならぬのでありまして、本年度程度の歳入を確保するのがせいぜいである。一方義務的支出の増加その他はこれに反しまして、相当な増加をいたすというような財政状態でございまして、このようなことにけっこうな御計画であります。

○内海委員長 これより會議を開きます。

国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたします。

本案につきましては、これにて質疑を終了いたします。

ただいまより本案を討論に付するのであります。本案は予算を伴う法案でありますので、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に意見があれば、この際発言を許します。藤枝政務次官。

○藤枝政務次官 本法案の目的とする国土開発縦貫自動車道の総事業費は、約七千七百億に達するといわれておるのではありませんが、このような巨額な資金を要する道路の建設を、十分な調査検討を経ないで直ちに実施するということとは、どのようなものであらうかということをまず考えるのでございませう。また現在の財政事情からみましても、現在の道路の整備を目的といたします五カ年計画を遂行するだけでも、約二千六百億を要する、さらにこれの継続もあるというようなことでございませう。御承知のように、本年度の予算におきまして減税の平年度化におきまして、約六百億程度の減税が来年度からなされなければならぬのでありまして、本年度程度の歳入を確保するのがせいぜいである。一方義務的支出の増加その他はこれに反しまして、相当な増加をいたすというような財政状態でございまして、このようなことにけっこうな御計画であります。

○内海委員長 これより會議を開きます。

国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたします。

本案につきましては、これにて質疑を終了いたします。

ただいまより本案を討論に付するのであります。本案は予算を伴う法案でありますので、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に意見があれば、この際発言を許します。藤枝政務次官。

○藤枝政務次官 本法案の目的とする国土開発縦貫自動車道の総事業費は、約七千七百億に達するといわれておるのではありませんが、このような巨額な資金を要する道路の建設を、十分な調査検討を経ないで直ちに実施するということとは、どのようなものであらうかということをまず考えるのでございませう。また現在の財政事情からみましても、現在の道路の整備を目的といたします五カ年計画を遂行するだけでも、約二千六百億を要する、さらにこれの継続もあるというようなことでございませう。御承知のように、本年度の予算におきまして減税の平年度化におきまして、約六百億程度の減税が来年度からなされなければならぬのでありまして、本年度程度の歳入を確保するのがせいぜいである。一方義務的支出の増加その他はこれに反しまして、相当な増加をいたすというような財政状態でございまして、このようなことにけっこうな御計画であります。

○内海委員長 これより會議を開きます。

国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたします。

本案につきましては、これにて質疑を終了いたします。

ただいまより本案を討論に付するのであります。本案は予算を伴う法案でありますので、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に意見があれば、この際発言を許します。藤枝政務次官。

○藤枝政務次官 本法案の目的とする国土開発縦貫自動車道の総事業費は、約七千七百億に達するといわれておるのではありませんが、このような巨額な資金を要する道路の建設を、十分な調査検討を経ないで直ちに実施するということとは、どのようなものであらうかということをまず考えるのでございませう。また現在の財政事情からみましても、現在の道路の整備を目的といたします五カ年計画を遂行するだけでも、約二千六百億を要する、さらにこれの継続もあるというようなことでございませう。御承知のように、本年度の予算におきまして減税の平年度化におきまして、約六百億程度の減税が来年度からなされなければならぬのでありまして、本年度程度の歳入を確保するのがせいぜいである。一方義務的支出の増加その他はこれに反しまして、相当な増加をいたすというような財政状態でございまして、このようなことにけっこうな御計画であります。

○内海委員長 これより會議を開きます。

国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたします。

本案につきましては、これにて質疑を終了いたします。

ただいまより本案を討論に付するのであります。本案は予算を伴う法案でありますので、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に意見があれば、この際発言を許します。藤枝政務次官。

○藤枝政務次官 本法案の目的とする国土開発縦貫自動車道の総事業費は、約七千七百億に達するといわれておるのではありませんが、このような巨額な資金を要する道路の建設を、十分な調査検討を経ないで直ちに実施するということとは、どのようなものであらうかということをまず考えるのでございませう。また現在の財政事情からみましても、現在の道路の整備を目的といたします五カ年計画を遂行するだけでも、約二千六百億を要する、さらにこれの継続もあるというようなことでございませう。御承知のように、本年度の予算におきまして減税の平年度化におきまして、約六百億程度の減税が来年度からなされなければならぬのでありまして、本年度程度の歳入を確保するのがせいぜいである。一方義務的支出の増加その他はこれに反しまして、相当な増加をいたすというような財政状態でございまして、このようなことにけっこうな御計画であります。

○内海委員長 これより會議を開きます。

国土開発縦貫自動車道建設法案を議題といたします。

本案につきましては、これにて質疑を終了いたします。

ただいまより本案を討論に付するのであります。本案は予算を伴う法案でありますので、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に意見があれば、この際発言を許します。藤枝政務次官。

○藤枝政務次官 本法案の目的とする国土開発縦貫自動車道の総事業費は、約七千七百億に達するといわれておるのではありませんが、このような巨額な資金を要する道路の建設を、十分な調査検討を経ないで直ちに実施するということとは、どのようなものであらうかということをまず考えるのでございませう。また現在の財政事情からみましても、現在の道路の整備を目的といたします五カ年計画を遂行するだけでも、約二千六百億を要する、さらにこれの継続もあるというようなことでございませう。御承知のように、本年度の予算におきまして減税の平年度化におきまして、約六百億程度の減税が来年度からなされなければならぬのでありまして、本年度程度の歳入を確保するのがせいぜいである。一方義務的支出の増加その他はこれに反しまして、相当な増加をいたすというような財政状態でございまして、このようなことにけっこうな御計画であります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。

それではただいまより採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。（拍手）

この際本案に対しまする附帯決議につきまして、発言を求められております。これを許します。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 ただいま可決すべきものと決議されました国土開発縦貫自動車道建設法案に対しまして、次の附帯決議をしたいと思っております。付

一、政府は、本法に基く審議会の庶務を建設省において行うよう処置すること。

一、政府は、道路行政の一元化をはかるようすみやかに立法措置を講ずること。

以上であります。その理由を簡単に申し上げます。

第一の点は、本法におきまゝ縦貫自動車道を建設するためには、今後相当の調査研究をしなければならぬと思つております。そこで審議会を中心として基本計画等を立案するようになつておりますが、その庶務をつかさどるについては、日本の全道路を所管いたしております建設省がこれに関係をして、そこで庶務をとるということが、きわめて適切であると思つております。本法案にはいかなる場所でも、いかなる役所でそういう庶務をとるか

ということが成文に表わされておらず、政令でもって定めるようになつておりますけれども、ただいま附帯決議案としておりますような趣旨のつとめて、政令を定めるべきものである、かように考える次第であります。

次の問題は、常に論議されておりますように、道路行政はこれを一元化しなければならぬ。行政機構にも関係がありまして、相当の問題ではありますけれども、世界中各国の実例を見ましても、道路行政を二、三の役所において所管するという実例は一つもございせん。そこでこの国土開発縦貫自動車道という画期的な、日本の背骨になる道路を建設する以上、やはり道路行政の一元化をはかる立法措置をすみやかにすべきである、こういふふうに考える次第であります。もちろん法律の発議権が国会にあることは当然でありますけれども、政府において慎重にこれを検討する必要があると思つたので、この附帯決議案を提案いたしました次第であります。どうか全委員諸公の御賛同をお願いする次第であります。

○内海委員長 西村力弥君。

○西村（力）委員 ただいま提案になりました附帯決議二項につけ加えまして、次の一項を加えたいと思つて、御説いたします。

政府は九州自動車道の路線については関係各県において研究企画されてる路線を考慮して善処すること。

その理由を申し上げますと、提案者の代表であられる方々の御答弁によりまして明瞭になつたのでございまして、中央自動車道の研究はもう十分に

できておるのだけれども、その他の路線についての研究はまだ十分そのものである、こういうことでございまして、九州の路線については関係各県においてすでに十分に科学的に研究し、企画しておる一つの予定線というものがあるところでございまして、そのことはやはり相当尊重して路線の決定は行われなければならない、かように私たちも率直に認めますので、このような附帯決議をつけていきたいと思つてございまして。

○内海委員長 以上の西村君提案の附帯決議案について発言があれば許します。

発言がないようですから、両君提案の附帯決議案を一括して採決いたします。瀬戸山君、西村君の両君の提出の附帯決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よって附帯決議を付することに決しました。

この際お諮りいたします。本案に關しまする委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思つて、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認め、さように取り計らいます。

○内海委員長 この際理事の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち今村等君が去る十五日委員を辞任された、昨二十六日再び本委員になられたのであります。同君は理事でありましたので、これが補欠選任を行わなければならない。この補欠選任につき

ましては選挙の手續を省略して、委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認め、今村等君を理事に指名いたします。

○内海委員長 次に小委員及び小委員の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち去る十三日の小委員及び小委員長の補欠選任を行なつた以後に、委員の異動が相当あるのでござい

ますが、それに伴ひまして、小委員及び小委員長に欠員を生じております關係で、これが補欠選任を行わなければならない。これは委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。小委員及び小委員長の指名は、追つて公報をもつて発表いたします。

本日はこれにて散会いたします。午後六時九分散会

〔参照〕

本日委員長において小委員の補欠を左の通り指名した。

住宅に関する小委員

伊東 隆治君  
志賀健次郎君  
中村 寅太郎君  
町村 金五君  
西村 力弥君  
三鍋 義三君  
今村 等君  
前田榮之助君

伊東 隆治君  
萩野 豊平君  
志賀健次郎君  
田中 彰治君  
二階堂 進君  
有馬 輝武君  
西村 力弥君  
中島 巖君  
三宅 正一君

河川に関する小委員

萩野 豊平君  
藤澤 雄次君  
田中 彰治君  
松澤 雄藏君  
二階堂 進君  
小松 幹君  
三鍋 義三君  
安平 鹿一君  
中島 巖君  
三宅 正一君

請願に関する小委員

藤澤 雄次君  
中村 寅太郎君  
松澤 雄藏君  
町村 金五君  
有馬 輝武君  
小松 幹君  
安平 鹿一君  
今村 等君  
前田榮之助君

又小委員長の補欠を左の通り指名した。

道路に関する小委員

二階堂 進君  
河川に関する小委員

三鍋 義三君

請願に関する小委員

今村 等君

今村 等君

国土開発縦貫自動車道建設法案（阿  
左美廣治君外四百二十九名提出）に  
関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

第二十一号中正誤

一頁二段八行ないし十一行の昭和二  
十八年六、七月の大水害による公共土  
木施設等の災害復旧費国庫補助等に関  
する請願（眞崎勝次君紹介）（第二二五  
一号）は削るべきの誤

第二十四号中正誤

一頁三段一二行ないし一四行の新潟  
海岸欠壊防止に関する請願（櫻井奎夫  
君外二名紹介）（第三四〇八号）は削る  
べきの誤

昭和三十年八月四日印刷

昭和三十年八月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局